

記入例

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項書

十和田市長 様

提出内容に変更が生じた場合には
改めて提出をお願いいたします。

令和 年 月 日

氏名又は名称 株式会社 上下水道設備
住 所 十和田市西三番町1番37号
代表者氏名 代表取締役 水道 太郎

押印不要です。

①業務内容

営業日、営業時間(修繕対応時間)等(公表: <input checked="" type="radio"/> 可・不可)
営業日: 月～土 営業時間: 8時～17時
休業日: 日曜・祝日、正月・お盆期間 修繕対応時間: 8時～17時
連絡先: 0176-12-3456
漏水等修繕対応の可否(公表: <input checked="" type="radio"/> 可・不可)
対応可能な箇所に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。
<input checked="" type="radio"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="radio"/> 床下部の修繕 <input checked="" type="radio"/> 屋外埋設部の修繕 <input checked="" type="radio"/> 凍結時解氷作業 ・その他()
対応可能工事(公表: <input checked="" type="radio"/> 可・不可)
新設または分譲(配水管からの分岐: <input checked="" type="radio"/> 可・不可)
新設または改造(水道メーターから宅内給水装置: <input checked="" type="radio"/> 可・不可)
撤去(配水管での分岐止め: <input checked="" type="radio"/> 可・不可)

②十和田市指定給水装置工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内)

受講年月日(受講証の写しを添付してください)(公表: <input checked="" type="radio"/> 可・不可)
令和元年 9月 25日 ・ 未受講

※公表には、ホームページや広報等への掲載を含みます。
※業務内容に変更が生じた場合は、その旨を届け出るようお願いします。

④過去1年以内の給水装置工事に従事した適切に作業を行うことのできる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の以上を生じさせることのないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管からの分岐の経験の有無	資格の有無	保有している資格等	工事年度
〇〇 〇〇	有	有	講習会修了者	R元年度
〇〇 〇〇	有	有	検定会合格者	R元年度
〇〇 〇〇	有	無		R元年度
資格内容については、十和田市給水装置設計・施工要領P7参照。				
配水管からの分岐工事を行わない場合提出不要				

上記内容の公表の可否(公表: **可**・不可)